

「詰」と貼札をしたものであつた、それが四五半年の中に二十萬以上の塵をなして居る、本人の云ふところでは何でも人格主義ださうだが、受取りの單價は訣寛化すし、それに第一氣に喰はんのは、俺のここには無智な労働者しか雇はないと吐かして、無茶に首を切るこゝだ、浪花節をうなつたさ云つて首になつた職工が居る、それで人格主義ださ云ふ本人はどうかさ云ふと、工場の前に妾を置いて一日置きに泊るのだが、二人で朝飯を喰つて居るところ、妾が足立の襟帯を結んで居るところが工場から見へるからたまらない、職工の給料は安い、本人は自動車を一臺、サイドカーを二臺持つて居て、正午になると妾をサイドカーに載せて自分で運轉して、淺草へ飯喰に行く、癪な話ださうさ此儘に納まりつゝはない。(原文の儘)

泉の謂ふ足立氏個人評の當不當は知らず、同工場職工九十名中二年以上の勤務者僅に二人六ヶ月以上十二人に過ぎず。他は悉くそれ以下の新參職工なるを見れば、同工場が如何に職工の移動激しきかを見るべし。

△泉忠の解雇

廿日隅田村分工場閉鎖と共に泉忠は本工場詰となれり、此前後工場主に不平を抱ける職工は、泉の下に集まり、組合組織の形勢明白なるものありしたため、工場は二十九日泉を事務室に招き解雇を宣告し、之に對する泉の反問に對し、工場主は「君の如く労働運動をする人は此工場には不適當である」と答へ、泉は「私は労働運動者である、然し此工場に組合が生れようとして居るのを私一個の爲だと言ふことは無理である、私が三面六臂の勇を鼓すとも入所以來僅に廿日、本工場に移つてから八日に

しかなつて居ないのに、どうして多數職工の取纏めが出来るか兎に角私は解雇される覺はない」と詰りしも聞かれざるより、工場に歸り多數職工に向ひ「おい皆聽け工場では俺に廿九日までの日給を拂ふ相だ皆もそうして貰へ」と叫びたり、そは同工場の勘定締切りは毎月廿五日なり習慣上、十二月二十五日以後の職工給料も、當然翌年に繰越さるべきは説明を要せず、然るに泉の一語に依り、一同は直に之に同意し、五名の委員を擧げ會計係に「暮のこと故我々にも廿九日まで拂つて貰ひたい」との要求を發せり、工場側は此要求に對し村山技師接衝の任に當り「泉に廿九日分まで拂ふと云ふのは、泉を解雇するからだ諸君も解雇して宜しければ廿九日まで拂ふ」と云ひしに、一同宜しいと答へたり、茲に於て廿九日まで拂ふこととなりしも五名の代表委員は「解雇しても宜しいから」と云へる條件を報告せず、工場も亦然かする意ありしか否か計られざるも同日終業間際に到り「年内作業は例年の如く本日をして打切り來年一月四日新年宴會六日始業」「給料支拂ひは三十日正午より午後三時まで」と揭示したり。

△職工全部解雇の揭示

卅日は前述の如く職工の大部分が、三越洋服技工の示威運動に赴けるため、泉より工場に電話を以て、午後三時までの給料支拂時間を五時までに延長するの承諾を得、午後五時頃一同工場に到れるに